

議第二十号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の六第二項第二号中「六万二千七百円」を「支給単位期間につき、六万二千七百円」に、「において」を「で」に改め、「額」の下に「（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」を加え、同条第六項中「月」の下に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加える。

第二十条の四第二項中「職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第二十条の六第一項中「して異動し」を「する異動（新たに給料表の適用を受ける職員となつたことを含む。以下この項において同じ。）をし」に、「さらに」を「更に」に、「こえない」を「超えない」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の六第二項第二号の改正規定及び附則第六項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）第二十条の四第二項及び第二十条の六第一項の規定は、令和七年四月一日（以

下「適用日」という。）から適用する。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 3 改正後の勤務条件条例第二十条の四第二項の規定は、令和四年四月二日から適用日の前日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署（勤務条件条例第二十条の三第一項に規定する特地公署をいう。）又は準特地公署（勤務条件条例第二十条の四第一項に規定する準特地公署をいう。）に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員をいう。）及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）（次項において「再任用職員」という。）を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

（へき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 適用日前に新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴って住居を移転した場合において、当該職員となった直後に勤務する学校がへき地学校等（勤務条件条例第二十条の五第一項に規定するへき地学校等をいう。）又は勤務条件条例第二十条の六第一項の規定により人事委員会が指定する学校に該当する職員（再任用職員を除く。）に支給されたへき地手当に準ずる手当は、改正後の同項の規定により支給されたものとみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 6 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三項中「新給与条例」の下に「第十二条の六第二項、」を加える。

提 案 説 明

岐阜県人事委員会の令和七年十月九日付けの給与についての勧告に鑑み、特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった職員を手当の支給対象とする等のため、この条例を定めようとする。